

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 の一部を改正する省令」の概要

(令和元年 11 月 19 日公布：環境省令第 16 号)

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「法」という。）において、国際希少野生動植物種の登録に係る個体識別措置の義務付け等の措置を講じたことを踏まえ、これらの細目に関する事項その他所要の規定を整備するため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成 5 年総理府令第 9 号。以下「施行規則」という。）その他関係省令が平成 30 年に改正され、個体識別措置の対象種等が規定された。

今回、令和元年 8 月、ジュネーブ（スイス連邦）で絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）第 18 回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書が改正（令和元年 11 月 26 日発効）されたことに伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号。以下「施行令」という。）を改正し、国際希少野生動植物種の追加及び削除等を行うこととしている。それに伴い、施行規則で規定する個体識別措置の対象種が変更となるため、施行規則の改正を行う。

2. 改正の概要

<個体識別措置の対象種及び措置の内容の規定等>

法第 20 条第 2 項第 4 号の環境省令で定める国際希少野生動植物種は個体識別措置を講じることとされているが、体長が小さくマイクロチップ等の装着を行えないなど個体識別措置を行うことが必ずしも適当ではない種は、個体識別措置を講じる種から除外することとしている。

今般の施行令の改正により追加等をされた国際希少野生動植物種のうち、施行令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種（爬虫綱）は、施行規則第 11 条第 3 項第 3 号において、原則として個体識別措置の対象となっているが、以下の種については、個体識別措置の対象外とすべきと判断された。このため、これらの種を、個体識別措置の対象外となる種を規定している施行規則第 11 条第 3 項第 3 号各号列記の部分に追加する。

Ceratophora erdeleni（ケラトフォラ・エルデレニ）

Ceratophora karu（ケラトフォラ・カル）

Ceratophora tennentii（ケラトフォラ・テンネンティイ）

Cophotis ceylanica（セイロンオマキキノボリアガマ）

Cophotis dumbara（コフォティス・ドゥムバラ）

Gonatodes daudini（ダウディンイロワケヤモリ）

3. 施行期日

改正施行令の施行の日（令和元年 11 月 26 日）